

## 仕様等に関する質問書

令和7年11月28日

入札名： 行橋市立小中学校使用済GIGAスクール端末等売扱条件付き一般競争入札

納入場所：

番号	質疑	回答
1	入札参加において行橋市様の業者登録は必須というふうに理解でよろしいでしょうか？	入札への参加については、実施要領に定める「入札参加資格」を満たすこととしており、必ずしも、本市に業者登録していることを必須とはしておりません。
2	「2. 受注条件(1)」記載の参加資格については「1. 目的」に記載されている文科省等からの事務連絡“GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分(再使用または再資源化)等について”に記載のある通り、①小型家電リサイクル法に基づく認定事業者、または②資源有効利用促進法に基づく製造事業者等としております。ただし、今回回収していただく端末がiPadであることから、②については、製造事業者だけでなく、製造事業者と協働して対応できる事業者を含め、条件に「製造事業者ではない場合は、Apple Japan合同会社の正規ディストリビューターであること」を付しております。	入札への参加については、実施要領に定める「入札参加資格」を満たすこととしております。主なものとして、①小型家電リサイクル法に基づく認定事業者、または、②資源有効利用促進法に基づく製造事業者等としております。ただし、今回回収していただく端末がiPadであることから、②については、製造事業者だけでなく、製造事業者と協働して対応できる事業者を含め、条件に「製造事業者ではない場合は、Apple Japan合同会社の正規ディストリビューターであること」を付しております。
3	「2. 受注条件(2)」記載の認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類については、環境省および経済産業省へ提出している規定の報告書でよろしいでしょうか？	実施要領及び仕様書に定める前年度の処分実績が確認できるものであれば、そちらの報告書で構いません。
4	「7. 引渡しの方法」端末を回収するための専用ケースについてはご準備いただけるものでしょうか？もしくは受注者にて準備することになりますでしょうか？	受注者にてご準備いただきます。 予め専用ケースをお預かりして、各学校で梱包したものを、受注者に回収していただくことを想定しています。
5	「8. 処分方法(1)」記載の「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における認定計画に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施する。 とあるが、製品を再使用する場合、国から認定を受けた計画において再使用のフローが入っている必要があると捉えているが間違いないか？(再使用のフローを含む計画を取得していない場合、受注条件に合致しない)	使用済端末を適切に処分するため、実施要領及び仕様書において参加資格、受注条件を定めております。指示している提出書類等によって、それらを満たしていることが確認できれば、参加を認めることとしております。再使用のフローの確認までは行いません。
6	回収対象のiPadは、予めMDMなどの各種ロックは解除済みされているものでしょうか？	お見込みのとおりです。回収対象の端末は、事前に解除済の状態としています。
7	生徒から回収前に、データの削除はされている物との認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。回収対象の端末は、事前に初期化をしております。